

大規模災害発生時における航空機への給油に関する協定

高知県警察本部（以下「甲」という。）と入交石油株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における航空機への給油に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高知県内で大規模災害が発生した場合において、災害対策活動を行う警察用航空機（以下「航空機」という。）が、給油を必要とする場合に、給油支援を円滑に実施するための手続き等について定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 航空機が、航空機燃料のJETA-1（以下「燃料」という。）を必要とする場合に適用する。

（双方の履行）

第3条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、所要の調整を実施する。

（売買及び給油作業）

第4条 燃料の売買及び給油作業については、次により行う。

- (1) 航空機が空港において給油を必要とする場合は、乙は、甲の支援要請により、乙の給油業務に支障のない範囲で、甲又は航空機の所属機関（以下「所属機関」という。）に燃料を売り渡し、当該機関がこれを買受ける。
- (2) 前項の場合、航空機への給油にかかる作業は、乙の空港部（以下「空港部」という。）が実施する。

（手続き）

第5条 空港における給油に係る手続きは、次のとおりとする。

- (1) 航空機が空港において給油を必要とする場合は、所属機関が甲を通じて、空港部に必要量の燃料給油を依頼するものとする。
- (2) 空港部は、航空機を確認し燃料を給油する。給油後、給油票を作成し、当該航空機の搭乗員（以下「搭乗員」という。）に手渡す。
- (3) 搭乗員は、燃料の品質及び数量を確認し、給油票を受領するものとする。
- (4) 搭乗員は、速やかに甲及び所属機関に給油票又はその写しを提出するものとする。
- (5) 給油代金は甲又は所属機関が直接乙に支払うものとする。
- (6) 給油価格は、乙が示す当月の価格とする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し、疑義が生じた場合又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

付 則

- 1 この協定は、平成24年8月1日から適用する。
- 2 この協定は、正本2通を作成し、双方が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年7月27日

甲 高知県高知市丸ノ内2丁目4番30号
高知県警察本部
生活安全部地域課長

乙 高知県高知市中の島2番89号
入交石油株式会社
代表取締役 社長